

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 7 年 7 月 定例会

令和 7 年 7 月 28 日

目 次

令和 7 年 7 月 定例会

7 月 28 日 (月曜日)

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	3
副議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程 (議会案第 2 号)	4
提案理由の説明 渋谷耕一議員	4
質疑	5
討論	5
採決	5
議案上程 (議第 9 号及び議第 10 号)	6
提案理由の説明 広域連合長	6
補足の説明 事業課長、会計管理者	6
決算審査意見の説明 代表監査委員	11
質疑	12
討論	12
採決	12
議案上程 (議第 11 号及び議第 12 号)	13
提案理由の説明 広域連合長	13
補足の説明 事務局次長、事業課長	13
質疑	15
討論	18
採決	19
議案上程 (議第 13 号)	19
提案理由の説明 広域連合長	19
質疑	20
討論	20
採決	20
議案上程 (議第 14 号)	21
提案理由の説明 広域連合長	21

質疑	2 1	
討論	2 1	
採決	2 2	
議案上程（議第 15 号）	2 2	
提案理由の説明	広域連合長	2 2
質疑	2 3	
討論	2 3	
採決	2 3	
挨拶	2 3	
閉会	2 5	

○出席議員（12名）

1番	齋藤真朗	議員	2番	田中英子	議員
3番	吉田創	議員	4番	遠藤敬知	議員
5番	細矢俊博	議員	6番	鍋倉竹志	議員
10番	高梨忠博	議員	11番	梅津善之	議員
12番	遠藤榮吉	議員	13番	矢口明子	議員
14番	渋谷耕一	議員	15番	富樫覚	議員

○欠席議員（4名）

7番	吉田芳美	議員	8番	山科朝則	議員
9番	伊藤一雄	議員	16番	石川保	議員

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘		
代表監査委員	玉田芳和		
事務局長	川田徹	事務局次長	深瀬忠
会計管理者	武田すみ子	事業課長	安孫子有里
総務課長補佐兼総務係長	後藤晋介		
事業課長補佐兼企画財政係長	石黒真紀		
資格管理係長	林賀達志	給付係長	渡部賢一

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	川田徹	事務局次長（兼務）	深瀬忠
書記（兼務）	後藤晋介	書記	石垣裕一郎
書記	相羽洋		

○議事日程第1号

令和7年7月28日（月）午後2時30分開議

- 第1 議席指定
- 第2 副議長選挙
- 第3 会期の決定
- 第4 会議録署名議員指名
- 第5 諸報告
- 第6 議会案第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 第7 議第9号 令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第8 議第10号 令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入

歳出決算認定について

- 第9 議第11号 令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
第10 議第12号 令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第11 議第13号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
第12 議第14号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
第13 議第15号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席指定
日程第2 副議長選挙
日程第3 会期の決定
日程第4 会議録署名議員指名
日程第5 諸報告
日程第6 議会案第2号 山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第7 議第9号 令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議第10号 令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 議第11号 令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
日程第10 議第12号 令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議第13号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第12 議第14号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
日程第13 議第15号 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
-

午後2時30分 開議

○議長（細矢俊博） これより、7月21日に告示召集されました令和7年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、吉田芳美議員、山科朝則議員、伊藤一雄議員、石川保議員です。

出席議員は、12名で定足数に達しております。なお、近藤副広域連合長より、欠席の届出がありました。また報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますので御了承願います。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

議席指定

○議長（細矢俊博）　日程第1　議席の指定を行います。

令和7年5月29日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた田中英子議員、伊藤一雄議員、梅津善之議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。

現在御着席の議席を議席といたします。

副議長選挙

○議長（細矢俊博）　日程第2　副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。副議長の選挙については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行うことを御提案しますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博）　御異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙については、指名推選の方法によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博）　御異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、伊藤一雄（「かずま」と発言）議員を指名します。

○連合長（佐藤孝弘）　議長、伊藤一雄（かずお）議員です。

○議長（細矢俊博）　伊藤一雄議員です。大変申し訳ございませんでした。

改めて申し上げます。山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に伊藤一雄議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました伊藤一雄議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博）　御異議なしと認めます。

したがって、伊藤一雄議員が副議長に当選されました。

なお、ただいま副議長に当選されました伊藤一雄議員は、本日欠席ですので、後日、文書にて当

選を告知します。

会期の決定

○議長（細矢俊博）　日程第3　会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博）　御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（細矢俊博）　日程第4　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、13番矢口明子議員、14番渋谷耕一議員を指名します。

諸報告

○議長（細矢俊博）　日程第5　諸報告を行います。

初めに、監査委員より、令和7年2月から令和7年6月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配布しております文書のとおり、令和7年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法199条第9項の規定により報告されております。

次に、連合長より、令和6年度における債権の放棄について、山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第7条第1項の規定により、債権を放棄した旨、同条第2項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

議会案第2号

○議長（細矢俊博）　次に、日程第6　議会案第2号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博）　この場合、提案者の説明を求めます。

○14番（渋谷耕一）　はい。議長。

○議長（細矢俊博）　14番、渋谷耕一議員。

○14番（渋谷耕一）　はい。14番。ただいま上程されました、議会案第2号について、提出者を代表して御説明いたします。

議会案第2号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正」につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴いまして、本条例において規定している当該法律の引用条文に項ずれが生じたことなどにより、所要の改正を行おうとするものです。

以上、御提案申し上げますのでよろしくお願ひ申し上げます。

質疑

○議長（細矢俊博）　これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博）　御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博）　これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博）　討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博）　これより採決します。

日程第6　議会案第2号「山形県後期高齢者医療広域連合議会個人情報の保護に関する条例の一部改正について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議会案第2号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博）　御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議会案第2号については、原案のとおり可決されました。

議第9号及び議第10号

○議長（細矢俊博） 日程第7 議第9号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第8 議第10号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第9号及び議第10号について、提案理由を御説明申し上げます。

両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、10億1,655万4,092円であり、歳出の支出済額合計は、8億6,247万2,222円となることから、歳入歳出差引残額は、1億5,408万1,870円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,661億6,344万2,004円であり、歳出の支出済額合計は、1,622億5,822万2,424円となることから、歳入歳出差引残額は、39億521万9,580円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には令和7年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことを御承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局より御説明申し上げます。

○事業課長（安孫子有里） 議長。

○議長（細矢俊博） 安孫子事業課長。

○事業課長（安孫子有里） それでは、令和6年度主要な施策の成果報告書につきまして、その概要を御説明申し上げます。別冊の主要な施策の成果報告書を御覧くださいますよう、お願い申し上げます。

1ページをお願いいたします。「1 被保険者の状況」になります。令和6年度末の被保険者数は、20万341人で、前年度より4,130人増加しております。なお、県内人口に占める割合は、20.03%でございます。中程には、被保険者数等の推移、また、年齢構成の内訳を記載しております。

2ページの「2 保険財政の状況」につきましては、決算報告で御説明いたしましたので、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。「3 保険給付事業」になります。令和6年度の給付総額は1,570億4,037万2,417円で、対前年度比32億2,630万2,455円、率にして2.10%の増でございます。4ページをお願いいたします。件数につきましては、644万35件で、対前年度比12万4,651件、率にして1.97%の増でございます。その下の「(1) 療養給付費の内訳」及び5ページ中程の「(2) 療養費の内訳」につきましては、医科入院や歯科、補装具等の項目に分けて給付額と件数を記載し、6ページには、一人当たりの年間平均給付額を参考として記載してございます。7ページをお願いいたします。「(3) 審査支払手数料」につきましては、国保連合会が診療報酬の審査支払の事務を行い、その手数料を支払ったものでございます。件数が595万5,585件、金額は4億5,530万4,453円となっております。「(4) 電算処理委託料」につきましては、診療報酬の審査支払の前処理として、審査支払システムへのデータ取込み、データと標準システムとの連携についての業務を国保連合会に委託して行っております。件数は596万4,997件、金額は1億8,097万8,002円でございます。

8ページをお願いいたします。「4 保健事業」になります。初めに、「(1) 健康診査事業」につきましては、生活習慣病等の早期発見を目的に、市町村に委託し実施しております。受診者数は5万308人で、事業費は4億8,116万9,199円、受診率は27.89%でございます。次に、「(2) 歯周疾患検診事業」につきましては、歯の喪失の予防と健康維持を目的に、前年度に75歳に到達した被保険者を対象者とし、山形県歯科医師会に委託して実施しております。受診者数は2,228人、事業費は1,185万2,960円でございます。9ページをお願いいたします。

「(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」につきましては、後期高齢者の健康の保持増進を目的に、市町村の国保の保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施するため、市町村と連携して取り組んでいる事業でございます。令和6年度から、新たに9町村が実施いたしましたので、「県内全市町村での実施」を達成することができております。事業費は2億4,493万2,973円でございます。10ページをお願いいたします。「(4) 重複・頻回受診者等訪問指導事業」から、11ページの「(6) 低栄養等予防訪問指導事業」につきましては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業において、市町村で取組むことが出来なかった訪問指導事業につきまして、民間業者に委託して、訪問指導を行ったものでございます。11ページをお願いいたします。次に、「(7) 市町村長寿・健康増進事業」につきましては、市町村が独自に行った長寿・健康増進のための保健事業などに対し補助金を交付しております。令和6年度は、9市町村において事業を実施しております。交付総額は2,584万387円でございます。「(8) 市町村保健事業支援事業」につきましては、市町村が被保険者の健康保持を目的として実施する保健事業に対し補助金を交付しております。交付対象は県内全市町村で、交付総額は4,040万8,000円でございます。12ページをお願いいたします。「(9) テレビCM広報」につきましては、県内民放4局のテレビ放送において、各局1日1回、テレビCMを放送しております。令和6年度は、内容を前年度までの入札方式によるアニメーション放映から、プロポーザル方式により提案されたタレントの起用に

による実写版に変更し、各局のミニ情報番組などでパブリシティを行ったほか、Y o u T u b e にも同じ動画を掲載し、テーマごとの啓発に努めております。事業費は1,189万4,432円でございます。「⑩ ラジオCM広報」につきましては、山形放送のラジオ放送において、1日1回、ラジオCMを放送しております。事業費は103万4,000円でございます。13ページをお願いいたします。「⑪ 保健事業フリーペーパー広告広報」につきましては、県内4地区で発行しているフリーペーパーに広告を掲載しております。事業費は305万5,360円でございます。

14ページをお願いいたします。「5 医療費適正化事業」になります。初めに、「(1) レセプト点検事業」につきましては、国保連合会に委託して実施しております。件数は594万1,945件で、事業費は4,753万5,560円でございます。次に、「(2) 療養費支給申請書内容点検事業」につきましては、療養費のうち柔道整復師等に係る療養費支給申請書の内容点検を実施しております。件数は2万4,381件、事業費は155万8,359円でございます。「(3) 医療費通知事業」につきましては、被保険者の医療制度に対する意識向上を目的に、年1回、医療費通知を作成し送付しております。件数は20万7,006件、事業費は2,421万474円でございます。15ページをお願いいたします。「(4) ジェネリック医薬品利用促進事業」につきましては、被保険者の医療費負担軽減を図るため、ジェネリックに切り替えた場合に自己負担額の軽減が見込まれる被保険者4,235人に、令和6年8月に自己負担額の差額通知を送付しております。また、新規に被保険者証等をお送りする方に、医療機関に提示する「ジェネリック医薬品お願いカード」も配布しております。事業費は92万7,160円でございます。「(5) 第三者行為求償事務事業」につきましては、交通事故などにより第三者から傷害を受け、保険証を使って医療機関を受診した場合の医療費について、第三者へ請求する事務を国保連合会に委託し、実施しております。①第三者行為求償事務委託料の件数は147件で、事業費は873万9,839円でございます。なお、②収納額につきましては1億928万5,883円でございます。

16ページをお願いいたします。「6 標準システム運用支援」になります。後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、標準システム運用及び保守管理を国保連合会に委託しております。事業費は9,382万903円でございます。

「7 被保険者証の交付」になります。毎年8月に実施しております一斉更新により、被保険者証等を交付するため、作成及び封入封かん業務を実施しております。事業費は822万8,000円でございます。

17ページをお願いいたします。「8 制度広報事業」になります。「(1) 制度広報」につきましては、被保険者へのリーフレット配布や市町村窓口等でのパンフレットの配置、ポスター掲示、ホームページによる広報などを行い制度広報に努めております。事業費は620万9,005円でございます。「(2) テレビCM広報」、及び18ページの「(3) ラジオCM広報」、「(4) 保健事業フリーペーパー広告広報」は、再掲となりますので説明は省略させていただきます。

19ページをお願いいたします。「8 山形県長寿医療懇談会」になります。この懇談会は、当広域連合が行う後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、被保険者、有識者、医療関係者、保険者、行政の各分野の方々から広く意見を聞く場として、設置されております。令和6年度は11月29日に開催し、後期高齢者医療制度の概要及び運営状況、第2期保健事業実施計画の最終結果について、懇談いただいております。なお、懇談会の委員数は10名で、任期は2年でございます。

主要な施策の成果報告書につきまして、説明は、以上でございます。なお、決算につきましては、

説明員を交代させていただきます。

○会計管理者（武田すみ子） 議長。

○議長（細矢俊博） 武田会計管理者。

○会計管理者（武田すみ子） 引き続き、「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、その概要を御説明申し上げます。

別冊の歳入歳出決算書、2ページ、3ページをお願いいたします。初めに、一般会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額10億1,651万1千円に対し、調定額、収入済額とも、10億1,655万4,092円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ、5ページをお願いいたします。歳出合計の予算現額、10億1,651万1千円に対し、支出済額は8億6,247万2,222円で、不用額は1億5,403万8,778円でございます。歳入歳出差引残額は1億5,408万1,870円でございます。残額は、令和7年度へ繰越し、構成市町村からいただいた事務費残として、返還する予定でございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。特別会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額1,663億8,108万4千円に対し、調定額は1,661億6,611万7,579円で、収入済額は1,661億6,344万2,004円、不能欠損額は29万9,212円、収入未済額は237万6,363円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。歳出合計の予算現額、1,663億8,108万4千円に対し、支出済額は1,622億5,822万2,424円で、不用額は41億2,286万1,576円でございます。歳入歳出差引残額は39億521万9,580円でございます。残額は、令和7年度へ繰越し、実績に基づき精算の上、国、県、市町村、支払基金へ返還し、残額は医療給付費等準備基金に積立てする予定でございます。

詳細につきまして、歳入歳出決算事項別明細書で御説明申し上げます。12ページ、13ページをお願いいたします。初めに「一般会計」歳入でございます。「1款 分担金及び負担金」は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額とも7億7,130万2千円でございます。「2款 財産収入」は、財政調整基金の利子で、収入済額は4,397円でございます。「3款 繰入金」の収入済額は、1億6,196万8千円でございます。令和5年度に1年延期となった電算処理システムの機器更新に備えるため、その費用を財政調整基金に積立てておりましたが、その費用を取り崩したものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。「4款 繰越金」は、令和5年度からの繰越金で、収入済額は8,238万3,694円でございます。「5款 諸収入」は、1項、2項を合わせまして、調定額、収入済額とも89万6,001円でございます。

次に16ページ、17ページをお願いいたします。「一般会計」歳出でございます。「1款 議会費」の支出済額は、52万7,783円でございます。「2款 総務費」は、「1項 総務管理費」から、18、19ページの「2項 選挙費」、20、21ページの「3項 監査委員費」を合わせまして、支出済額は2億9,224万7,607円であり、約2,400万円の不用額となっております。これは、総務管理費で、派遣職員人件費負担金などが、見込みを下回ったためでございます。20、21ページ中段の「3款 民生費」の支出済額は、5億6,969万6,832円であ

り、約1億2,500万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込みを下回ったためでございます。「4款 予備費」の支出はございませんが、2款1項1目に1万4,219円を充用しております。令和6年12月の給与改定により会計年度任用職員手当の差額支給に不足が生じたため、予備費から充用したものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。「特別会計」歳入でございます。「1款 分担金及び負担金」は、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金などで調定額、収入済額とも、291億7,284万6,974円でございます。「2款 国庫支出金」は、「1項 国庫負担金」、26、27ページまでの「2項 国庫補助金」を合わせまして、収入済額は564億6,646万1,704円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ増となっております。26ページ、27ページをお願いいたします。「3款 県支出金」の収入済額は、136億1,816万719円でございます。28ページ、29ページをお願いいたします。「4款 支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は616億4,772万4千円でございます。「5款 特別高額医療費共同事業交付金」の収入済額は8,269万745円でございます。「6款 財産収入」は、医療給付費等準備基金の利子で、収入済額は69万6,488円でございます。30ページ、31ページをお願いいたします。「7款 繰入金」は、「1項 一般会計繰入金」の収入済額が5億6,969万6,832円で、「2項 基金繰入金」の収入済額15億円、合わせまして20億6,969万6,832円でございます。「8款 繰越金」は令和5年度からの繰越金で、収入済額は29億8,434万109円でございます。32ページ、33ページをお願いいたします。「9款 諸収入」は、「1項 延滞金、加算金及び過料」、「2項 預金利子」、「3項 雑入」を合わせまして、収入済額は1億2,082万4,433円でございます。なお、「3項 雑入」で、不納欠損額が29万9,212円ございますが、債権放棄によるものが2件と、自己負担割合変更による返納金の未納分について、地方自治法の規定により時効となったものが1件でございます。収入未済額が237万6,363円ございますが、自己負担割合変更による返納金などで、年度内までに納付されなかった分、21件でございます。

次に34ページ、35ページをお願いいたします。「特別会計」歳出でございますが、「1款 総務費」の支出済額は、6億3,186万2,001円で、約7,700万円の不用額となっております。これは、通信運搬費や第三者行為求償事務委託料などが見込みを下回ったことによるものでございます。36ページ、37ページをお願いいたします。「2款 保険給付費」でございますが、「1項 療養諸費」、「2項 審査支払手数料」、次の38、39ページの「3項 高額療養諸費」、「4項 その他医療給付費」を合わせまして、支出済額は1,574億9,567万6,870円で、約38億3,200万円の不用額となっております。予算に対する執行率は97.62%でございます。これは、療養給付費などで実績が見込みを下回ったことによるものでございます。「3款 支払基金拠出金」は、令和6年度から新たに負担することとなった出産育児支援金で、支出済額は1億3,430万172円です。40ページ、41ページをお願いいたします。「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」の支出済額は、8,446万1,952円でございます。「5款 保健事業費」の支出済額は、次の42、43ページをお願いいたします。支出済額は8億3,414万7,358円で、約1億9,900万円の不用額となっております。これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料や市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助金などが見込みを下回ったことによるものでございます。「6款 基金積立金」の支出済額は、11億9,554万1,488円

でございます。44ページ、45ページをお願いいたします。「7款 諸支出金」の支出済額は、18億8,223万2,583円でございます。なお、「3目 償還金」は、過年度分療養給付費負担金等返還金で国・県・支払基金・市町村に返還したものでございます。「8款 予備費」の支出はございません。

続きまして、48ページをお願いいたします。「実質収支に関する調書」でございます。一般会計の「3 歳入歳出差引額」は、1億5,408万2千円でございます。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございません。その結果、「5 実質収支額」は、1億5,408万2千円でございます。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

49ページをお願いいたします。特別会計の「3 歳入歳出差引額」は、39億522万円でございます。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございません。その結果、「5 実質収支額」は39億522万円でございます。全額を、翌年度に繰越しするものでございます。

52ページをお願いいたします。「財産に関する調書」でございます。「1 公有財産」、「3 債権」につきましてはございません。「2 物品」につきましては、決算年度中における増減はございません。「4 基金」の(1) 財政調整基金でございますが、これは、年度間における財源の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、積み立てているものでございます。「決算年度中増減高」1億6,196万3,603円の減は、電算処理システム機器更改延長に伴い積立てていた費用、1億6,196万8,000円の取り崩しと、預金利子4,397円の積立による減でございます。結果、「決算年度末現在高」は、2,019万9,544円でございます。(2) 納付費等準備基金でございますが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため、積み立てているものでございます。「決算年度中増減高」3億445万8,512円の減は、令和5年度の決算剰余金の一部積み立てによる増と、預金利子による増、特別会計への繰り出しによる減でございます。結果、「決算年度末現在高」は、31億4,511万4,526円となりました。

以上、令和6度決算の概要についての御説明いたしました。よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

次に議第9号及び議第10号の議案2件に関してまして、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（玉田芳和） はい。議長。

○議長（細矢俊博） 玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和） 議第9号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び議第10号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の決算審査の概要につきまして、御説明申し上げます。

お手元の令和6年度歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月17日付けで広域連合長から決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、55ページ、「第3 審査の方法」に記載のとおり実施いたしました。

審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定める書類は、いずれも関

係法令に準拠して調製され、その計数は正確であり、予算の執行、経理事務、財産の管理等についても、全体として適正に執行されているものと認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略いたします。

「団塊の世代」の加入に伴う被保険者数の増加や、一人当たりの医療費の伸び等の影響から保険給付費の増加がみられますものの、これらを念頭に置いた保険料率の設定等もあり、決算における各会計の実質収支額は安定しているところです。

しかし、今後も被保険者数の長期的な増加や、子ども・子育て支援金制度の創設に伴う被保険者の更なる負担増が見込まれるなど、後期高齢者医療制度の運営を取り巻く状況はより一層厳しさを増していくことが予想されます。

こうした中にあっても、国の動向等を踏まえつつ、各市町村や関係機関と緊密な連携を図りながら、的確な基礎数値に基づく予算編成や計画的な資金収支に留意し、確実かつ効率的な運用に努め、引き続き、持続可能な制度運営及び財政運営に取り組まれることを望み、決算審査の意見といたします。以上でございますがよろしくお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

初めに、日程第7 議第9号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第9号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第7 議第9号については、原案のとおり認定されました。

○議長（細矢俊博） 次に、日程第8 議第10号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第10号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） 御着席願います。全員起立でございます。

したがって、日程8 議第10号については、原案のとおり認定されました。

議第11号及び議第12号

○議長（細矢俊博） 日程第9 議第11号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第10 議第12号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第11号及び議第12号について、提案理由を御説明申し上げます。

議第11号の一般会計補正予算につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,408万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億4,985万円とするものであります。

議第12号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ39億2,420万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,733億5,567万9千円とするものであります。

詳細については、事務局より御説明申し上げます。

○事務局次長（深瀬忠） 議長。

○議長（細矢俊博） 深瀬事務局次長。

○事務局次長（深瀬忠） それでは、議第11号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、御説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをお願いいたします。歳入、歳出予算にそれぞれ、1億5,408万1千円を増額計上し、予算総額を9億4,985万円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和7年度歳入歳出予算事項別明細書」で御説明申し上げます。

事項別明細書の3ページ、4ページをお願いいたします。歳入補正につきましては、「4款1項1目 繰越金」に、令和6年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額1億5,408万1千円を増額計上するものであります。本年度の繰越金とするための補正となります。

歳出補正につきましては、「2款1項1目 一般管理費」のうち「22節 償還金利子及び割引料」に、令和6年度事務費負担金精算に伴う各市町村への返還金として、1億5,408万1千円を増額計上するものであります。

議第11号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」については、以上でございます。なお、特別会計の議第12号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（安孫子有里） はい。議長。

○議長（細矢俊博） 安孫子事業課長。

○事業課長（安孫子有里） 続きまして、議第12号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、御説明申し上げます。

議案書7ページ、8ページをお願いいたします。歳入歳出予算に、それぞれ39億2,420万5千円を増額計上し、予算総額を1,733億5,567万9千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和7年度歳入歳出予算事項別明細書」で御説明申し上げます。

事項別明細書の7ページ、8ページをお願いいたします。初めに、歳入補正につきまして、「1款1項2目 療養給付費負担金」のうち「2節 過年度分療養給付費負担金」に、令和6年度療養給付費負担金の精算に伴い市町村から追加納付いただく1,898万5千円を増額計上するものでございます。「8款1項1目 繰越金」に、令和6年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額に39億522万円を増額計上するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。次に、歳出補正につきまして、「6款1項1目 医療給付費等準備基金積立金」に、令和6年度剰余金の11億5,832万円と市町村から追加納付いただく1,898万5千円を合計した11億7,730万5千円を積立てるため、増額計上するものでございます。「7款1項3目 償還金」に、療養給付費等の実績に基づき、令和6年度分療養給付費負担金等を精算し、国、県、支払基金、市町村に返還するため、27億4,690万円を増額計上するものでございます。

以上、議第11号及び議第12号についての説明を終わります。よろしく御審議の上、御決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○10番（高梨忠博） 議長。

○議長（細矢俊博） 10番、高梨忠博議員。

○10番（高梨忠博） 繰越金についてですが、令和6年度決算の「実質収支に関する調書」の中では39億522万円の繰越金となっておりますが、今回の歳入補正予算では繰越金の合計額がこの額よりも1千円多くなっております。補正前の予算額1千円も含めて繰越金を算出するのではないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（細矢俊博） 事務局答弁できますか。時間が必要でしたら暫時休憩しますよ。

○事務局長（川田徹） 休憩をお願いします。

○議長（細矢俊博） 暫時休憩します。

午後3時30分 休憩

午後3時33分 再開

○議長（細矢俊博） 休憩前に続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

○事務局（武田すみ子） 議長。

○議長（細矢俊博） 武田会計管理者。

○事務局（武田すみ子） 先ほどの御質問に対しまして、回答申し上げます。実質収支に関する調書の方の歳入歳出差引額が、違うのではないかという御質問でございましたけれども、この部分が千円単位で記載されるものでございますので端数処理につきましては法令上、特段定めがないので適宜行って差し支えないということになっております。当広域連合では切り捨ての処理をしているため、その部分の差額が生じているということでございます。以上です。

○議長（細矢俊博） 10番、高梨忠博議員。

○10番（高梨忠博） 結果的に、今回の令和7年度の補正額が、実際の繰越金の合計より1千円多くなっているのですよね。

令和6年度の歳入総額から歳出総額の差引額による繰越金の合計が39億522万円となるのに対し、歳入補正予算の方は合計で39億522万円1千円とあるので、歳入補正予算の方を1千円少なくしなければならないと思いますが。

○事務局長（川田徹） 再度、休憩をお願いします。

○議長（細矢俊博） 再度、暫時休憩します。

午後3時36分 休憩

午後3時40分 再開

○議長（細矢俊博） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

○事務局長（川田徹） 議長。

○議長（細矢俊博） 川田事務局長。

○事務局長（川田徹） ただいま御指摘いただきました事項別明細書等につきまして、正誤表を至急作成したいと思います。その間、大変申し訳ございませんが再度休憩をお願いいたします。

○議長（細矢俊博） 正誤表を出すということは、事務局の方で正しい内容を確認したということですね。正誤表を出す前に、何が正しい内容だったのか明確に発言してください。

○事務局長（川田徹） 事項別明細書7ページにございます、繰越額の補正額につきまして、本来39億521万9千円とすべきところ39億522万円としていたことが判明いたしましたので、その正誤表を至急作成させていただきたいと思います。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願ひいたします。

○議長（細矢俊博） それでは、事務局の方でその正誤表を作成するということで、暫時休憩いたします。

午後3時41分 休憩

午後4時18分 再開

○議長（細矢俊博） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

広域連合の規則第8条第1項の規定により、会議時間は午後4時までとなっております。ただし、第2項で必要があるときは会議時間を変更することができる、とあります。

ここで、議員の皆様にお諮りいたします。会議時間を本日午後5時30分まで延長することにし

てよろしいでしょうか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長（細矢俊博） 御異議なしということですので、会議時間を本日午後5時30分までといたします。よろしくお願ひいたします。ここでまた、暫時休憩いたします。

午後4時19分 休憩

午後4時30分 再開

○議長（細矢俊博） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、13番矢口明子議員より退席を求められ、これを許可いたしましたので、皆様、御了承お願いします。

先ほど定例会の議案書について、正誤表を作るということでしたが、準備ができたようですので、これより皆様方に配布させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） はい。佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） 議第12号につきまして、資料等に誤りがございました。心よりお詫びを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。議員の皆様の大変貴重なお時間を頂戴しましたことをお詫び申し上げます。今後、二度とこのようなことが無いよう、しっかりと務めて参りたいと思います。また、貴重な御指摘をいただきました高梨議員におかれましては大変ありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。

議第12号につきましては、ただいま議案についての正誤表を配布させていただき、事項別明細書については、差し替えとさせていただきたいと思います。議案につきましては、歳入歳出予算の補正額をそれぞれ1千円減額して39億2,420万4千円とし、補正後の額を1,733億5,567万8千円として訂正するものです。なお、事項別明細書につきましては、この訂正に伴う関係箇所を修正の上、差し替えをお願いするものでございます。

事務局長より、更に説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局長（川田徹） はい。議長。

○議長（細矢俊博） 川田事務局長。

○事務局長（川田徹） このたびは、このような修正となりましたことにつきまして、改めてお詫び申し上げます。それでは詳細につきまして、事項別明細書を改めて説明させていただきます。

ただいまお配りいたしました差し替え版の方を御覧いただきたいと思います。元々の事項別明細書の5ページ、6ページにありました特別会計の補正予算の事項別明細書でございます。修正に

なった個所でございますが、まず「1 総括」の歳入の方の「8款 繰越金」の金額でございますが、補正額が1千円減額になりました39億521万9千円となったものでございます。その結果、合計欄も1千円減りまして、39億522万円となったものでございます。また、その結果、歳入合計につきましてもそれぞれ1千円ずつ減額になっております。補正額の合計が39億2,420万4千円、全体の合計として1,733億5,567万8千円となったものでございます。

続きまして、元々の6ページでございますが、歳出につきましては、事項別明細書の「7款 諸支出金」の補正額が1千円減りまして、27億4,689万9千円、合計が27億7,020万円となったものでございます。その結果、歳出合計の補正額の合計が39億2,420万4千円、全体の合計額が1,733億5,567万8千円となったものでございます。

続きまして、元々の7ページ、8ページでございます。歳入の方の事項別明細書の修正箇所でございますが、「8款1項1目 繰越金」の補正額につきましては1千円減りまして、39億521万9千円となったものでございます。その結果、合計額につきましても39億5,222万円となったものでございます。

続きまして、元々の8ページでございますが、事項別明細書の「1款1項2目 療養給付費負担金」の金額ですが、こちらも誤った額が記載されておりました。「説明」欄の過年度分療養給付費負担金（市町村）のところですが、正しくは補正額と同額の1,898万5千円でございます。それから一番右下の方になりますが、「8款1項1目 繰越金」の「説明」欄につきましても、正しくは39億521万9千円でございます。

続きまして、元々の9ページ、10ページのところでございますが、歳出の「7款 諸支出金」の補正額でございますが、これも1千円減額になりました、27億4689万9千円となり、合計額が27億4690万となったものでございます。内訳の一般財源も1千円減額になっております。それから右側の「22節 償還金利子及び割引料」につきましても1千円減額になっておりまして、27億4689万9千円、「説明」欄の額も同額でございます。

以上、修正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（細矢俊博） 10番高梨忠博議員、いかがでしょうか。

○10番（高梨忠博） 了解しました。

○議長（細矢俊博） 他の議員の方々も御理解いただけましたでしょうか。

それでは上程議案につきまして、他に御質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

初めに、日程第9 議第11号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第11号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第11号については、原案のとおり可決されました。

○議長（細矢俊博） 次に、日程第10 議第12号「令和7年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第12号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（細矢俊博） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第10 議第12号については原案のとおり可決されました。

議第13号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第11 議第13号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第13号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議第13号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」につきましては、広域連合規約第11条第1項の規定により、当広域連合に置く副広域連合長2人のうち、鈴木浩幸副広域連合長が令和7年5月20日をもって辞職したため、新たに阿部誠三川町長を選任することについて、同規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、御同意いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第11 議第13号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第13号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） 御着席ください。全員起立であります。

したがって、日程第11 議第13号については、原案のとおり同意されました。

議第14号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第12 議第14号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第14号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議第14号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」につきましては、広域連合規約第17条第1項の規定により、当広域連合に置く監査委員のうち、識見を有する者の中から選任された玉田芳和委員の任期が令和7年8月2日をもって満了となるため、新たに山川稔彦氏を委員に選任することについて、同条第2項の規定により、議会の同意を求めるうとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第12 議第14号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第14号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第12 議第14号については、原案のとおり同意されました。

議第15号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第13 議第15号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を上程いたします。

なお、地方自治法第117条の規定により、関係議員は退席をお願いいたします。

（田中英子議員 除斥）

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第15号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議第15号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」につきましては、広域連合規約第17条第1項の規定により、当広域連合に置く監査委員のうち、広域連合議員のうちから選任された中野信吾委員が、令和7年4月15日をもって広域連合議員を辞職したことに伴い、新たに田中英子議員を委員に選任することについて、同条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議の上、御同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第13 議第15号「山形県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第15号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第13 議第15号については、原案のとおり同意されました。

（田中英子議員、山川稔彦氏 着席）

○議長（細矢俊博） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

挨拶

○議長（細矢俊博） この際、玉田代表監査委員、山川稔彦さん及び広域連合長より発言を求められておりますので、順次これを許します。

代表監査委員挨拶

○代表監査委員（玉田芳和）　はい。議長。

○議長（細矢俊博）　玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和）　このたびの任期を持ちまして、代表監査委員を退任することとなりました。在任中は温かい御厚情を賜りまして、誠にありがとうございました。今後とも本広域連合の益々の御発展と皆様方の一層の御活躍、御健勝を御祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

山川稔彦氏挨拶

○山川稔彦氏　議長。

○議長（細矢俊博）　山川稔彦さん。

○山川稔彦氏　ただいま監査委員に選任していただきました、山川稔彦でございます。このたびは選任の御同意を賜り、誠に有難うございます。監査委員としてその職責を精一杯努めて参りますので、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

広域連合長挨拶

○連合長（佐藤孝弘）　議長。

○議長（細矢俊博）　佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘）　広域連合議会7月定例会が閉会されるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日の7月定例会に提案いたしました各案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御認定、御同意をいただきまして誠にありがとうございました。

また、先程の資料の誤り等につきまして、改めてお詫びを申し上げたいと思います。大変申し訳ございませんでした。今後このようなことの無いよう我々一同しっかり気を引き締めて頑張って参りますのでどうかよろしくお願ひ申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度は、長期的な被保険者数の増加が見込まれており、一人当たりの医療給付費も増加傾向にあるなど、引き続き厳しい制度運営を迫られていくことになります。当広域連合といたしましては、こうした状況においても、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、市町村や関係機関との連携を深め、制度の健全で安定した運営に努めるとともに、保健事業の充実強化等により、被保険者の方々の健康保持・増進を、より一層進めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましては、今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長（細矢俊博） 以上で、令和7年7月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。

午後4時52分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議長 細矢俊博

署名議員 矢口明子

署名議員 渋谷耕一